

（乗車定員及び最大積載量）

第61条の2 平成18年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車については、細目告示第81条第1項第5号、第159条第1項第5号及び第237条第1項第5号の規定は、適用しない。